# 小田原市立 足柄小学校 PTA 細則

#### 第1章 役員候補者

第1条 候補者の選出は次のとおりとする。

- 任期に会員となることが予定されて いる保護者より選出する。
- 2. 候補者には同意を得なければならない。
- 3. 募集を経て選考し決定する。

#### 第2章 役員選考メンバー

第2条 本会に役員選考の担当をおき、次期役員 候補者を選出する。

第3条 選考メンバーは次のとおりとする。

- 1. 本部役員より担当者を選出する。
- 2. 教職員より2名選出する。

### 第3章 プロジェクトチーム

第4条 本会に次のプロジェクトチームをおく。

- 1. 安全見守りプロジェクト
- 2. ふれあい広場プロジェクト
- 3. フリープロジェクト

第5条 各プロジェクト運営メンバーは、会員より選出され、決定 する。

第6条 各プロジェクトメンバーの選出は次の通り とする。

- 1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
- 2. 立候補および推薦
- 3. 候補者には同意を得なければならない。

第7条 任期は1年とする。

第8条 安全見守りプロジェクト

地域社会の諸団体と連携して、校外における児童の生活と安全を見守る。ただし、見守り活動は全会員で行う。

第9条 ふれあい広場プロジェクト

地域の諸団体と連携して、ふれあい広場の内容を企画、 準備、開催する。また立候補により決定するふれあい広 場出店係に出店を依頼する。

第 10 条 フリープロジェクト

校内における様々なPTA活動を企画、運営、実施する。

#### 第4章 学年代表

削除

#### 第5章 経理

第13条 この会の会費集金は次のとおり行う。

- 1. 毎年4月に会費1年分を集金する。
- 2. 会費に加え、互助会費(保険)、災害対策補助 費を集金する。
- 3. 会員が途中入会する場合、次を集金する。 会費(月割り)+災害対策補助費
- 4. 会員が途中退会する場合は、会費(月割り)のみを返金する。

第14条 決算時余剰金の取り扱いをつぎのとおりとする。

- 1. 毎年、50万円を活動準備金として、次年度に繰り越す。
- 2. 上記準備金繰り越し後の残金は、設備積立金として積み立てる。
- 3. 設備積立金は、必要時役員会にて用途の有無を 決定し、書面、もしくは配信にて会員に共有す る。

第 15 条 互助会障害保険料 100 円/1 世帯。 本会活動における会員の事故等、万が一 の保険料

第 16 条 災害対策補助費

災害対策費「災害時保管飲料水の購入」や「災害時児 童が必要とする物品購入」等の補助金、およびその他 の活動費として、一般会計に組み込む。

保管飲料水は、毎年、年度初めに購入する。また、一年間で使用しなかった場合は、年度末に全児童へ配布する。

第17条 途中入会および退会時の会費月割り集金・ 返金

	入会時	退会時
1~15日	月額 320 円集金	半額 160 円返金
16~月末	半額 160 円集金	なし

## 第6章改正

第18条 この細則を改正する場合、総会において会員の2/3以上の賛成を必要とする(委任状含)。

## 第7章附則

第19条 本細則は令和2年3月に制定し、

4月1日より施行する。

(組織改革に伴う新細則の公布)

附則1.令和5年5月より施行(設備積立金名称変更)

附則2.令和6年5月2日より施行(会費変更、代表委員会停止)